

令和 7 年 11 月

遊佐町農業委員会第 8 回総会議事録

1. 開催日程 令和 7 年 11 月 25 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
3. 会議に付した議案

- | | |
|---------|------------------------------|
| 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 2 | 解約について |
| 報告事項 3 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について |
| 報告事項 4 | 賃借料の変更通知書の受理について |
| 議第 26 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について |
| 議第 27 号 | 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について |
| 議第 28 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議第 29 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について |
| 議第 30 号 | 農用地利用集積等促進計画について |

4. 出席委員 (15 名中 14 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1		2	大谷 浩夫	3	榊原 一男	4	高橋 敬
5	小田原英史			7	高橋 正樹	8	石垣 建
9	小野寺一博	10	高橋 茂央	11	高橋 晃弘	12	小松 正志
13	前川 一城	14	那須 久美	15	齋藤 勝広	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三浦 祐輝						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ただ今から遊佐町農業委員会の10月定例会を開催いたします。初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。 「1番 三浦祐輝」届出欠席。 以上、欠席委員1名、出席委員14名で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定」により、本総会は成立しております。以上です。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>(挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では4番高橋敬委員と5番小田原英史委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。 合計9件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、報告事項2. 解約について。 合計2件、番号5は所有権移転のため、番号6は第三者に利用権設定のために解約するものです。関連する案件については議題30号で説明いたします。 報告事項3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について。 合計2件、番号10は所有権移転と第三者への利用権設定のため、番号11は所有権移転のために解約するものです。関連する案件については議題26号と30号で説明いたします。 続きまして、報告事項4. 賃借料の変更通知書の受理について。 合計1件、当事者の合意により賃借料を変更するものです。 事務局からは以上です。</p>

議長	<p>ただ今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番齋藤勝広委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番齋藤勝広委員	<p>報告します。11 月 18 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積等促進計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 26 号、27 号、30 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 26 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号 7 から 10 の 4 件です。</p> <p>各案件について説明いたします。</p> <p>番号 7、この場所は現在譲受人が貸借している場所で、譲受人自宅の目の前になります。また、地目は田ですが埋め立てられたような状態で、道路との段差も全くない状態になっており、そこにハウスが建っていて畑になっています。</p> <p>金額についてもこの場所は以前から譲受人が求めていたこと、元々田であることから、田の値段と同等程度で両者合意となりました。</p> <p>現地調査は小松委員にお願いしておりますので後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 8、この案件は、後ほど議題 30 号で説明する集落の田の売買手続き中に、両者で話になったようで、譲受人宅裏側の畑に隣接する場所ということで合意したようです。</p> <p>現地調査を大谷委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 9、ここは第三者が貸借している場所ですが、これを解約して所有権移転するものです。</p> <p>集落の北側で踏切から西側の十字路すぐそばで、譲受人が以前から譲ってもらえないかとお願いをしていたようです。</p> <p>支援センターを通して基盤法での売買も可能でしたが譲受人が手続きを急いでいるようで、許可後の登記手続きなど基盤法との違いも了承の上、3 条での手続きとなりました。</p> <p>こちらの案件も現地調査は大谷委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p>

事務局	<p>番号 10、この案件は 10 月総会終了後に、石垣建委員と譲受人が事務局にきて相談があったものです。</p> <p>現地は、審査基準書の地図のとおり譲受人の所有地に挟まれている状態で申請地も併せて 1 枚の田になっているようです。そのため、譲受人は今までもこの場所を耕作していましたが、非常にぬかりやすく作業性は良くないとお話でした。</p> <p>金額についても石垣委員に相談しながら所有者と相談し、合意したものになります。</p> <p>現地調査は石垣委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 7 について、12 番 小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番小松正志委員	<p>はい。地図を見るとわかるとおり、自宅の目の前ということで田を借りて車両の出入りやハウス管理をし、便利に使っていたようで、以前から欲しいと言っていたものをやっと譲ってもらえるということになり、金額も両者納得した上での設定です。現地はきれいに管理されていました。譲渡人には後継者もいますので問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 8、9 について、2 番 大谷浩夫委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
2 番大谷浩夫委員	<p>はい。8 番から説明させていただきます。</p> <p>10 月 21 日の午後から現地調査を行いました。場所は審査基準書のとおり、川のすぐそばですが、作業用の道路ができて、残ったという小さい畑でした。譲受人に聞きましたら、最初はあげるよという話をされたようですが、それでは申し訳ないと普通畑の相場程度で売ってもらうことにしたようです。今は草が生えていましたが、ハウスと地続きということできれいに管理していつてくれると思いますので、許可相当と考えました。</p> <p>次に、番号 9 の申請地は国道すぐそばで、田に側道もあり、車が回っていけるということで、譲受人も便利だと認識があったようです。譲受人は、草刈りは多くなりますが、便利で場所も良いため欲しい場所だったようです。10 月 23 日に現地を確認しました。200m の田で暗渠も給水もあり、よく管理されていました。</p> <p>譲渡人は田をずっと本家をお願いしていたようでした。現地調査では譲受人宅に譲渡人がいたので、同時に話を聞くことができました。以前から欲しいと言われていて、大豆をやると考えているということでした。</p> <p>譲受人が購入資金の関係で、今年中に支払いをするために譲受人都合で申請を急いだため、高めの金額で合意したようです。</p> <p>譲受人は田も畑も大きくやっている方なので、問題無いと見てきました。以上です。</p>
議長	<p>次に、所有権移転の番号 10 について、8 番 石垣建委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
8 番石垣建委員	<p>はい。11 月 12 日に譲受人と一緒に現地を見てきました。譲受人は、田を約 3 町歩、畑もハウス、露地も含め手広く頑張っている若手農家です。</p> <p>現地は水稻を植えている所有地の間に申請地が入っているということで、自分は親から譲り受けてから作り続けてきたが、所有地ではない土地が挟ま</p>

8 番石垣建委員	<p>っていることが落ち着かない気がして、譲渡人に譲ってもらいたいと話をしたようです。申請地は地下水の水位が高いのか、地面が低いのかわかりませんが、非常に緩い田で非常に条件が悪い田ということで、申請の金額でお互い合意をしたようです。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 26 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 26 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 27 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 4 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号 11～24 で、14 件のうち 9 件は基盤法での賃借を 3 条で更新する案件になりますので、貸人と借人に変更のない更新案件については審査基準書の記載を省略させていただいておりますので、各案件の詳細は議案書をご確認ください。</p> <p>それでは、番号 12～16 の新規案件について説明いたします。</p> <p>これらの案件は借人が同じになります。</p> <p>所有者 4 名との契約になりますが、これらの場所は元々番号 15、16 の貸人が耕作していた場所で、この貸人がケガをして耕作ができなくなったことで、借人を変更するものです。また、申請地は今年急遽借人が耕作したということです。</p> <p>現地調査は大谷委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
2 番大谷博夫委員	<p>はい。審査基準書の 5 頁の地図をご覧ください。</p> <p>現地調査は 11 月 12 日に借人と一緒に車で現地をすべて回りました。今年の初めは前耕作者が耕作する予定でしたが、体調を崩して耕作できないということで、借人が苗の準備から収穫まで全作業をしたということです。</p> <p>申請地の中にはハウスが建っている場所があり、上物については別途協議しているようです。</p> <p>5 年の賃貸借ということで、問題なく許可相当と考えています。</p>

議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>はじめに、番号 20 について審議いたします。</p> <p>この案件は、私に関する案件ですので、会長代理の齋藤委員に議長を交代いたします。</p>
	(議長を齋藤委員と交代)
議長 (齋藤委員)	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、佐藤会長は一時退席願います。</p>
	(佐藤会長 一時退席)
議長 (齋藤委員)	<p>それでは、番号 20 について審議いたします。</p> <p>何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>番号 20 について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。佐藤会長は着席願います。</p> <p>(佐藤会長着席)</p> <p>それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。</p>
	(佐藤 充会長 議長席へ)
議長	<p>次に、ただいま審議いただいた案件以外について質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 27 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 27 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>

事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は6頁、補足説明資料は1頁からご覧下さい。</p> <p>番号4、申請理由は、有機農業に使用する堆肥置き場として利用しますが、底地を全面コンクリート打設して復元する予定がないことから、農地転用申請を行うものです。</p> <p>申請地は集落の北部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域の農用地区域外、土地改良受益地内となっており、申請地の南側は宅地、東側は道路、北側は用水路、西側は耕作されていない農地と接しています。</p> <p>甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で小集団の生産性の低い農地に該当すると考えられるため第2種農地と判断されます。</p> <p>有機農業に使用する堆肥の仮置き場として利用、また、道路を挟んでハウス栽培にも利用していて利便性が良く、他に代替地がないこと、また、日向川土地改良区受益地内で意見書により、協議事項に関して申請者が誓約しており、周辺農地への影響もないと思われることから、許可相当と判断されます。</p> <p>18日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、那須委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7番高橋正樹部会長	<p>はい、報告します。この場所は何十年も耕作放棄地になっている場所を整地して、たい肥の仮置き場にしたいと思い申請となりました。畜産農家からたい肥を運んでもらって、すぐに田に散布するということでした。臭いについても近隣からは同意を得ているということでした。以上です。</p>
議長	次に、8番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8番石垣建副部会長	<p>審査基準書の写真のとおり、たい肥を置くためにコンクリートで固めるということです。たい肥を置くと水分が出ますが、塩ビ管で近くの水路に流す予定のようですが、日向川土地改良区に短期で置くだけであれば問題無いだろうと確認を取っているということでした。</p> <p>U字溝の水路は、田の水をここに流すというような使い方で、今も水が流れていました。どうやら、年中水が枯れることがないようです。そこに、塩ビ管で排水するというので、常に水が流れている方が都合が良いと見てきたところです。</p> <p>先ほど部会長からもありましたが、臭いについても近隣の方から了承をもらっているということで、許可相当だと見てきました、以上です。</p>
議長	次に、14番那須委員より現地調査の報告をお願いします。
14番那須久美委員	<p>はい、報告します。12月18日に現地調査に行きました。</p> <p>元々設置されている給水栓は撤去、埋め戻しにするようで、土地改良区からも確認してもらったということでした。</p> <p>たい肥の仮置き場なので臭いの問題も考えられますが、すぐに圃場に運ぶ予定で、近隣にも説明し了承を得ているということでした。</p> <p>以上のことから、転用を許可しても問題ないと思います。</p>

議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(4 番高橋敬委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番高橋敬委員	<p>先ほどの石垣副部会長の説明にありましたが、塩ビ管で水路に排水すること問題ないということであれば良いのですが、緩衝のための升などは不要なのでしょうか。以前、他案件で垂れ流しの問題が考えられると話があったと思います。今回も直接流すということで、気になったところです。</p> <p>また、水稻の代掻き終了後の耕作期間中もたい肥を置くことになるのですか。</p>
7 番高橋正樹部会長	<p>必要な分だけ運んでもらい、すぐ田に持っていくという説明でした。</p>
議長	<p>水関係の懸念が出ましたが、すぐ運ぶということのようです。</p>
14 番那須久美委員	<p>田をぶつ時に持ってきてもらい、その時だけということでした。</p>
事務局	<p>排水については、補足説明資料の 13 頁をご覧ください。</p> <p>こちらの土地改良区との協議事項の 3 番目に盛土をするにあたっては、隣地や水路に流出しないよう土留めなどを行うこと、4 番目に転用地内の雨水、排水を水路に行く場合は、土地改良区への承認申請とともに協議することとありますので、これらについては申請者と土地改良区が協議が済んでいると認識しています。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>高橋敬委員、どうですか。</p>
4 番高橋敬委員	<p>私は今後の措置を見ていったほうが良いと思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(15 番齋藤勝広委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番齋藤勝広委員	<p>基本的にはその年の春に使う分をここに仮置きして、すぐに使うという前提ですが、畜産農家で来年の分を早めに置かせてもらいたいということになれば、また問題が出てくるように思います。</p>
議長	<p>報告では置かれた分はすぐ運ぶということでしたが、そういった懸念は考えられると思います。</p> <p>(7 番石垣建委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番石垣建副部会長	<p>調査当日は代理人の行政書士から話を聞きましたが、1 週間くらいの期間で仮置きしたいと話していました。</p> <p>たい肥は長期間置いておくと様々な問題が出ますので、長期間置く場合は雨風を防ぐ屋根は付けますけども、今回は屋根を作らないようなので短期の利用と推測されます。</p> <p>通常は生たい肥を田に入れることはマイナスのほうが大きいように感じますので、完熟まではいかなくてもある程度加工されたものを利用するために床面の打設のみになっているのではないかと思います。</p> <p>私としては臭いや水路の問題は、当事者で問題を協議、解決をしてもらえれば良いのかなと思います。</p>
議長	<p>(9 番小野寺一博委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番小野寺一博委員	<p>今後、排水について土地改良区で問題ありとなった場合は、設備を改良してもらおう可能性があるということをつけ加えて許可するというのはどうでしょうか。</p>

議長	<p>他に意見はありますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 28 号について、今後、問題が発生した場合の対処について条件付きで可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 29 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。審査基準書は 10 ページ、補足説明資料は 14 ページからご覧ください。</p> <p>番号 4、申請者は新たに住宅を建てる土地を探していたところ、現在住んでいる実家の東側にある申請地の所有者から了解を得たため、今回、住宅新築のため申請したものです。なお、本人、妻、9 月に生まれたお子さんの 3 人で住むようです。</p> <p>申請地は、集落の中央に位置し、都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地内の農地で、市街地内にある第 3 種農地と判断されます。現在耕作はされておらず、周辺への影響がないこと、また、実家が南西側にあるため生活利便性も良く、通帳の残高および金融融資の仮審査結果により確実性があるため許可相当と考えます。</p> <p>18 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、小松委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	それでは、7 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7 番高橋正樹部会長	<p>おおまかな場所は消防署の北側です。申請地は民家から囲まれていて、田には見えない空き地で、年数回草刈りをしていたようです。</p> <p>この場所に家が建ち、駐車場として利用してもらえれば、周りの環境にも良いのではないかと思います、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	次に、8 番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番石垣建副部会長	<p>町内の街中の場所です。現地は地目が田ですが、実際は田として使った形跡はなかったです。また、暗渠も給水栓もなかったです。</p> <p>北側の畑の端には、奥に伸びている U 字溝があり、そこに水を流せるような状態でありました。</p> <p>また、申請地は道路面よりもかなり低くなっていて、宅地にするには盛土も含めて様々手を加えないといけないと思いますが、下水道もすぐ近くにきているようで、宅地として利用するには良い場所だと思って見てきたところです。以上です。</p>
議長	次に、12 番小松委員より現地調査の報告をお願いします。
12 番小松正志委員	<p>はい。先ほどのお二人の説明のとおりですが、私は毎日のようにここを通っていきまして、10 年、20 年くらいは荒れていたと思いますが、最近、草刈りされているなど見ていたら、宅地にするということで納得しました。</p> <p>近隣の人たちは草が生い茂ると虫も湧きますし、そういったことがなくな</p>

12 番小松正志委員	るのであれば良いのではないかと思います。許可相当だと思います。以上です。
議長	<p>それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。 議題 29 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 29 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 30 号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明をお願いします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明いたします。 申請があったのは番号 1 から 16 ですが、番号 2 以降の事情は同じですのでまとめて説明いたします。 番号 1、申請地は集落北側で、現在は法人が耕作している場所です。 法人の契約が今年いっぱい場所で、更新の案内を出した時に申請地を売買すると事務局に連絡があったものです。 契約期間中に総会にかけて手続きを開始しますが、公告日が貸借期間満了後のため問題ないということで農業支援センターに確認済みです。 現地調査は高橋正樹委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 次に番号 2 から 16 について。 これらの案件は譲受人が同一人物になります。単価はすべて同じです。所有者は議案書でご確認をお願いします。 審査基準書の地図を見ると、申請地は寄せ地のようになっていてそれぞれでは利用が難しい場所を譲受人に集めるといふものです。 所有者は全員が集落の関係者のようで、集落内で話し合いが行われ合意となったようで、この話の取りまとめをしている代表者から、大谷委員に相談があり条件など確認しながら手続きを進めてきたものです。 また、現地は地目が田ですが過去に譲受人が埋め立てたようで、現在は畑として利用していますが、金額は田と同程度の金額で売買となりました。 現地調査は大谷委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 次に利用権設定について説明いたします。 今月申請があったのは番号 1 から 5 までの 5 件になります。 番号 1 から 4 は基盤法の更新をするもので、貸手と借手に変更がないため審査基準書の記載を省略させていただいております。 新規案件について個別に説明いたします。 番号 5 は今まで法人の構成員になっていた借人が、年末までの契約を更新せず法人を脱退するというので、今まで耕作していた場所を個人で契約す</p>

事務局	<p>るものです。</p> <p>最後に利用権移転について説明いたします。</p> <p>今月申請があったのは1件のみです。</p> <p>これは先ほど利用権を個人で設定した借人の耕作地を法人脱退にともない、個人に利用権を移転するものです。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の番号1について、7番 高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
7番高橋正樹委員	<p>はい、報告します。譲渡人と譲受人に話を聞いてきました。</p> <p>譲渡人は今回手放す以外にも田があるようですが、それらは自分で管理していくということでした。</p> <p>譲受人は若いうちに田を増やしておきたいと思っていたようです。今回、所有地の隣ということもあり購入を決めたということでした。何ら問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、所有権移転の番号2から16について、2番 大谷浩夫委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
2番大谷浩夫委員	<p>はい、報告します。10月17日に現地調査を行いまして、その後に集落の代表者の方に話を聞いてきました。</p> <p>審査基準書16頁下の地図ですけれども、基盤整備で余った土地をここに集約したということのようで、寄せ地として各所有者分が細く入っているということです。</p> <p>金額的には現在畑の状態ですが、各所有者が合意の上で土を盛ったということで、田と同等の金額で合意したということでした。</p> <p>地図を見ていただくと、一部抜けていますが、この部分についても譲受人が相対で耕作することで合意しているようです。</p> <p>金額、譲受人ともに問題なく、許可相当だと思いました。以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第30号について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第30号 農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで11月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>